令和５年度　亀山市地域福祉力向上重層的支援体制整備事業

話し合いの場
地域まちづくり協議会
（福祉委員会）

支援を求める人に必要な支援（サービス）を、オーダーメイド型で提供

Point 3

地域支援・しくみづくりを強化
【コーディネーターの配置】

世代や属性を問わず、ニーズを解決につなげる地域資源を創出できるよう、生活支援コーディネーター（ＳＣ）とＣＳＷの役割を明確にし、地域づくりの支援を強化。
【具体的な取組例】
●サロン等による居場所やちょこボラのしくみづくりなど

ＳＣ［1層］1人 ⇔ 連携 ⇔ ＣＳＷ 1人（兼務）

(3)地域づくり事業

市民の相談を包括的に受け止める

市民

健康福祉部
高齢　障がい　子育て　生活困窮 生活保護

「つながるシート」で集約

把握した課題を必要に応じて福祉につなげる

市他部署
税金 国保 住宅 水道 給食 病院　市民（生活等） 人権 環境　小中学校　青少年

「つながるシート」で集約

Point 1

「福祉なんでも相談窓口」（2番社会福祉協議会）
【機能】受付、連絡･調整、アウトリーチ支援、課題のときほぐし
一体的
地域福祉課福祉総務Ｇ（4番地域福祉課）

(1)包括的相談支援事業

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など
地域福祉課、総合相談支援センターあい、計画相談支援事業所など
子ども未来課、教育委員会（小中学校・青少年総合支援センター）など
福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関など

個別ケースの相談支援
「つながるシート」の運用

(5)多機関協働事業

Point 2

相談支援包括化推進員 2人（専任）市 ⇔ 連携 ⇔ CSW 2人（専任）社協

相談支援包括化サポート担当者会議【随時】
【主な役割】●困難ケースの情報共有や支援の方向性検討
●新たな社会資源の創出の相談など
【構　成　員】包括化推進員、ＣＳＷ、関係部署などを選定

連携

地域づくり　警察　病院　学校教育委員会　弁護士　ハローワーク　環境

ＣＳＷ 1人（兼務）

(2)参加支援事業

(6)支援プランの作成［(2)、(4)、(5)］

相談支援包括化サポート会議（重層的支援会議）【月末開催】＜事務局：市・社協＞
【主な役割】●困難ケースの対応方針の決定（トータルケアプランの承認・管理等）
●新たな社会資源の創出など
【構　成　員】市（健康福祉部各課長、教育委員会など）、社協（事務局長等）、民生委員、青少年総合支援センターなど、必要な機関を選定

Point 4

既存制度の活用や新事業の実施
R6年～就労準備支援事業を開始

●ひきこもり実態調査やあいあい機能見直し結果を踏まえた居場所づくり等の検討
●支援対象者のニーズに応じた中間的な就労支援の体制づくりに着手

民生委員　連携　青少年総合支援センター

※連携先は、主なものを掲載